

第7回相模原市・藤野町合併協議会を開催 すべての協議事項について決定

平成18年1月17日(火)午後3時から、相模原市消防指令センター4階講堂において、第7回相模原市・藤野町合併協議会が開催されました。

協議会では、「相模原市・藤野町合併基本計画」について協議が行われ、原案どおり決定しました。このことにより、合併協議会におけるすべての協議が調いました。

議事等の内容については、次のとおりです。

報告事項

報告第13号 市町における住民説明会及びパブリック・コメント(相模原市実施)における意見について

住民説明会の開催結果

相模原市、藤野町でそれぞれ実施した住民説明会における主な意見等について報告があり、承認されました。

市町	相模原市	藤野町
開催期間	平成17年 12月6日 12月23日	平成17年 12月22日 12月23日
回数	23回	7回
参加者総数	217名	55名

住民説明会における主な意見等は、3面をご覧ください。

藤野町との合併についてのパブリック・コメントの結果

相模原市が実施したパブリック・コメントの結果について報告があり、承認されました。

実施概要

- 意見の募集期間
平成17年12月12日(月)から平成18年1月5日(木)まで
- 意見提出状況
12人(23件)
- 意見の内訳
(同様の意見は集約しました)

1. 藤野町との合併について	8件
2. 合併後の事業、住民サービスについて	5件
3. 合併後のまちづくりについて	10件
合計	23件

提出された意見と市としての考え方は、3面をご覧ください。

また、市のホームページ、広域行政推進課、各出張所、各公民館、行政資料コーナーでもご覧いただけます。

協議事項

協議第35号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画について

原案のとおり決定

合併市町村基本計画(素案)に

対して行った神奈川県との事前協議及び意見募集の結果概要の説明と、合併協議会としての対応策についての説明の後、協議が行われました。

主な意見

藤野町委員

新市の一体感を確保するためにも、早期に津久井広域道路やさがみ縦貫道路などの整備が求められているが、早期実現の見通しはどうか。

土木部会

津久井広域道路は、さがみ縦貫道路のアクセス道路として位置付けられており、津久井地域と相模原市の一体感を醸成する中でも、骨格路線として大変重要な役割を占めている。

この道路は、事業主体が神奈川県であり、現在、用地交渉等に取り組んでいただいている。

さがみ縦貫道路については、城山インターチェンジから相模原インターチェンジまでについて、国では平成24年度を目標としている。

これらの道路が着実に整備が進められるよう市長が会長となっている「関東国道協会」や「相模原市幹線道路網整備促進協議会」など関係する協議会とともに要望するなど、様々な機会を通じて整備促進に努めている。

藤野町委員

合併すると職員が増えることになるが、財政計画上、人件費は平成27年度まであまり変化がないがどうか。

事務局

財政計画上、一般職員については、合併後毎年1%ずつ削減し、平成22年度までの4年間で計165名の削減を見込んでおり、その後、平成27年度まではそのままの体制を維持するものとして推計している。また、退職者の多い年があるので、退職手当の関係で人件費がなだらかに減るような形にはなっていない。合併により一時的に職員数は増えるが、合併のスケールメリットを生かして職員数を削減していくということで推計している。

藤野町委員

新市の一体感が図られるよう、津久井広域道路などの整備促進と



併せて、金銭的にも安く相模原市中央部へ行き来できるようなソフト面での対策を検討していただき、すばらしい合併になるようお願いしたい。

藤野町委員

相模原市の都市内分権の検討状況はどのようになっているのか。

企画部会

相模原市では本年度より、出張所及び公民館区である18地区のうち、2地区をモデル地区として選び、地域のことは地域で議論していただくという考え方のもとに、モデル事業を展開している。来年度以降、2地区ずつ増やしていき最終的には市内全地区にこのような地域を考える場を設置していきたいと考えている。

報告事項

報告第14号 合併協定書(案)について

事務局より、合併協定書は、相模原市と藤野町が本合併協議会において協議してきた事項を取りまとめたもので、法律に基づく手続きをする前に、市町の間で合併協定書の調印を行い、これまで行ってきた合併協議の内容を最終的に確認するためのものであるという説明がされ、原案のとおり承認されました。

その他

(1) 神奈川県から移管される事務について

相模原市は中核市であるため、津久井郡4町の区域において神奈川県が実施している事務のうち、中核市が処理するとされている事務は、合併時に相模原市へ移管される旨の報告と事務の移管にあたっての基本方針、神奈川県との調

整、主な移管事務の考え方について説明がありました。

(2) 今後の予定について

今後は、「相模原市・藤野町合併基本計画」について、神奈川県知事との協議を経たうえで合併協定の調印を行うことや、法律に定める諸手続きの説明がありました。

また、今後も住民の皆様へ合併に関するお知らせなどを実施していく必要があることから、合併の期日として予定している平成19年3月11日の前日である3月10日まで、本協議会を存続することとなりました。

アドバイザーからの一言

吉田アドバイザー

本日決定された合併市町村基本計画に関連して、感じたことが2点ある。

1点目は、近年の地方制度改革の動向を見ると、行政面や財政面において市町村の自己決定、自己責任が非常に強く求められ、その状況はますます厳しくなっているわけだが、本計画は行政の効率性や経済性、あるいは市民とのパートナーシップというものを組み込んで、都市経営を展開していくという内容でまとめられている。今後もこのような方向でまちづくりを進めていくことが重要であるということである。

2点目は、これからの望ましい都市の姿とは、そこに暮らす人たちにとって多様な生活の選択肢を備えていることだと捉えられるが、本計画により自然系と都市系という2つの系統で、これまでにない多様性を持った新市が誕生していくだろうということである。合併後においては、大都市としての自覚を持った都市形成や都市経営に努めていくことにより、多くの市民の方々が望まれる都市が、将来実現するものと考えている。